（令和６年分以降用）

相続時精算課税選択届出書

税務署受付印

令和____年____月____日

_____税務署長

受贈者	住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）	
	フリガナ		
	氏名（生年月日）	（大・昭・平　　年　　月　　日）	
	個人番号		
	特定贈与者との続柄		

私は、下記の特定贈与者から令和____年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の９第１項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

１　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平　　年　　月　　日

２　年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和　　年　　月　　日

（注）孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

３　相続時精算課税選択届出書の提出方法（該当する場合は、□に✓印を記入してください。）

□　私は、贈与税の申告書を提出しないため、相続時精算課税選択届出書を単独で提出します。

（注）贈与税の申告書を提出する場合には、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出する必要があります。

４　添付書類（次の書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　**受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本**その他の書類で、次の内容を証する書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

（１）受贈者の氏名、生年月日

（２）受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

（※）１　租税特別措置法第 70 条の６の８（(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)）の適用を受ける特例事業受贈者が同法第 70 条の２の７（(相続時精算課税適用者の特例)）の適用を受ける場合には、「⑴の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第 70 条の６の８第１項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

２　租税特別措置法第 70 条の７の５（(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)）の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第 70 条の２の８（(相続時精算課税適用者の特例)）の適用を受ける場合には、「⑴の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第 70 条の７の５第１項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

（注）この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（**この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。**）。

作成税理士		電話番号	

※	税務署欄	届出番号	名簿番号	確認	番号確認	身元確認	確認書類
		－				□ 済 □ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）
		通信日付印	年　月　日	（確認者）			

※欄には記入しないでください。

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類と一緒に提出してください。

書　き　か　た　等

1　この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2　この届出書は、贈与税の申告期間内に、必要な添付書類と一緒に提出してください（贈与税の申告書を提出する場合には、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出する必要があります。）。

なお、**申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。**

また、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

3　「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日、個人番号（12 桁）及び特定贈与者との続柄を記入してください。

なお、この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

（注）この届出書を贈与税の申告書に添付して提出する場合には、個人番号を記載する必要はありません。

4　「１　特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5　「２　年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。

なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第 70 条の２の６第１項の規定の適用により、相続税法第 21 条の９第１項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の１月１日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。

（注）孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第 70 条の２の６第１項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。

6　「３　相続時精算課税選択届出書の提出方法」欄には、相続時精算課税選択届出書を単独で提出する場合（贈与税の申告書を提出しない場合）には、□に✓印を記入してください。

7　その他

(1)　受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

(2)　受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名でこの届出書をその死亡を知った日の翌日から 10 か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。